4 医療関係

(1) 医療分野の基本方針

我が国は、国民皆保険制度により、全国民が平等に診療を受けられる制度を維持してきた。その一方、医療保険制度は、高齢化の進展に伴って医療費の増加に直面しており、医療費、特に伸びが著しい老人医療費について、経済の動向と大きく乖離しないようにするとともに、国民が納得できる公平な医療費負担制度の再構築が大きな課題となっている。また、長い入院期間、過剰な投薬・検査など我が国の医療について無駄、非効率がないか、医療を提供する側、受ける側のコスト意識の喚起を含め、改めて見直していく必要がある。ほかにも、近年多発している医療事故を背景とした医療の安全の確保や、がん、糖尿病などの「生活習慣病」について、費用対効果の観点からも、未然防止のための予防活動を行うことが重要となっている。

医療の規制改革の目的は、患者本位の医療サービスを実現することである。そのためには、これらの状況にかんがみ、患者のプライバシーの保護や医師と患者の信頼関係が重要である、情報の非対称性が強いなどの医療の持つ特性を踏まえた上で、医療の質の向上、安全の確保を図りつつ、国民皆保険体制と医療機関のフリーアクセスの下、医療サービス提供上の無駄を徹底的に排除し、効率的な医療サービスを実現することが必要である。また、患者にとっては、医療の透明性が確保され自らの選択が尊重されるようになることが必要である。このような基本的考え方に基づいて、医療に関する徹底的な情報開示・公開の促進、医療分野のIT化の推進、保険者の本来機能の発揮、診療報酬体系の見直し、医療機関相互の競争の促進、医療事故防止システムの確立等を積極的に実施する。

(2) 医療分野の重点事項

医療に関する徹底的な情報開示・公開

患者情報の開示、医療提供者に関する情報公開、医療機関の広告規制の見直し、第三者評価の充実、インフォームド・コンセントの普及・推進等により、 医療に関する徹底的な情報開示・公開を行い、患者の選択が尊重される患者本 位の医療を実現する。

IT化の推進による医療事務の効率化と医療の標準化・質の向上 医療のIT化に関する戦略的グランドデザインの策定、レセプトのオンライ ン請求を中心とする電子的請求の原則化、電子レセプトの規格の充実・強化及び使用の普及促進、EBMの推進等のIT化の推進により医療事務の効率化と 医療の標準化・質の向上を推進する。

保険者の本来機能の発揮

保険者によるレセプトの審査・支払、保険者と医療機関の協力関係の構築等により、保険者が被保険者のエージェントとしての負託に応じ、自主自立の意識の下、責任をもってその本来機能を発揮できるようにする。

診療報酬体系の見直し

包括払い・定額払い制度の拡大、公的保険診療と保険外診療の併用による医療サービスの提供など公的医療保険の対象範囲の見直し等の診療報酬体系の見直しを行う。

医療分野における経営の近代化・効率化

医療機関経営に関する規制や医療法人の理事長要件の見直しを行い、医療分野における経営の近代化・効率化を推進する。

医療事故防止システムの確立

医療機関内の安全管理に関するインフラ整備や医療の安全確保に関する社会的なインフラ整備、医療専門職の養成課程の見直し、診療報酬上の対応の必要性の検討等により、医療事故防止システム確立のための総合的施策を講ずる。

高度な救急医療体制の早急な確立と小児医療の充実

救急医療体制の充実として、24 時間体制で上質な救急医療を提供できる体制 を早急に整備する。また、小児医療の充実として、小児科医の確保策の積極的 推進等を行う。

ゲノム医療の研究推進

将来のオーダーメード医療、予防医療による医療システムの新たな発展のために、ゲノム医療に関する研究を積極的に推進する。

(3) 個別事項

ア 医療システム

市15亿	世黑山京	改定計画等と	美	施予定時	朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
競争政策の	競争政策上のインセンティブという観点から	改定・医	逐次実施		
観点からの	患者に対してより良い医療を提供した者がより	療ア			
医療費体系	評価されるという医療費体系の在り方について				
の見直し	検討し、所要の措置を講ずる。				
(厚生労働省)	【平成14年厚生労働省告示第71号、第72号】				
医療費体系	医療機関の形態に応じた投資的経費の評価に	改定・医	逐次実施		
の在り方	関する検討を急ぐとともに維持管理経費等の評	療ア			
(厚生労働省)	価についても検討を進め、それらを含めた医療費				
	体系の整備を図る。				
	【平成14年厚生労働省告示第71号、第72号】				
公的保険診療	保険診療と保険外診療の併用について更なる	重点・医	逐次実施		措置
と保険外診療	改革を図る。すなわち、国民が負担能力に関係な	療3(1)			(逐次
の併用による	く適切な医療を受けられる「社会保障として必要	〔改定・			実施)
医療サービス	十分な医療」は公的医療保険診療としてこれまで	医療ア			
の提供など公	どおり確保しつつ、現行の特定療養費制度に関す)			
的医療保険の	る厚生労働省告示等を見直し、例えば、患者の選				
対象範囲の見	択に応じ特定の医療機関における患者からの料				
直し	金の付加徴収できる範囲を拡大するなどの患者				
(厚生労働省)	選択による保険診療と保険外診療の併用を早急				
	に推進する。				
	【平成14年厚生労働省告示第79号、第80号】				
高度先進医	現行では各施設とも1回限りとされている高			措置済	
療に係る病	度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限に	国別表		(3月通	
床の特例措	ついて、先端医療を推進するため特に必要がある	923		知)	
置の回数制	と認められる場合には撤廃する等の弾力的な運				
限の撤廃	用を行う。				
(厚生労働省)	【平成15年厚生労働省医政局指導課長通知】				
高度先進医	a 特定療養費制度の対象の拡大	重点・全			医薬品
療制度の見	薬事法改正により、医師の主導により医薬品等	国 別 表			につい
直し	を使用する臨床研究について、治験として取扱	924			ては平
(厚生労働省)	うこととなったことに伴い、特定療養費制度の				成 15 年
	適用対象とする。				度まで
					に、医療
					機器に

車項欠	世军山京	改定計画等と	第		期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	b「特定承認保険医療機関」の承認要件等の高度 先進医療制度の見直し 臨床研究以外の高度先進医療については、高度 先進医療制度において、特定承認保険医療機関 の承認要件や対象技術の範囲について見直し を行い、速やかに実施する。				つ は 17 年 で 措置 措置
価格決定方 法の見直し (厚生労働省)	a 薬価については先発品と後発品の算定価格、 画期的新薬の算定価格などに関して、開発のイ	改定・医 療ア a	[前段] 公布·通 知発出 [後段] 逐次実施	· 措置済 (4月施 行)	
	b 現在、薬価205円以下(内服1日分、頓服1回分など)の薬剤に関しては、薬剤名などの内訳を省略して薬剤費請求ができる「205円ルール」が存在するが、これを廃止し、内訳を明示した請求とし、医療の透明性を図る。 【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保医発第0325002号】 C 革新的な医療機器については、平成12年10月から新規の医療機器に適用されている新たなルールにおける実例を踏まえつつ、新機能区分の価格算定ルール等について検討する。 【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第0213009号】 【平成14年厚生労働省告示第98号】	療 b 改定・医	出	(4月施 行) 措置済	

車 15.47	世军山京	改定計画等と	美	[施予定時]	———— 期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	d 医療材料については、薬価算定の場合と同様	改定・医	通知発	措置済	
	に外国価格参照制度を導入するなど、価格の適	療 d	出・公布	(4月施	
	正化や流通全体を通じた抜本的な改革による			行)	
	競争政策の徹底など、内外価格差を是正するた				
	めの所要の措置を講ずる。				
	【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第				
	0213009号】				
	【平成14年厚生労働省告示第98号】				
	e 医療が広く国民にかかわる事柄であること	改定・医	検討	検討・一	検討・措
	から、価格決定や保険導入の過程の透明化・中	療ア e		部措置	置
	立化・公正化を図る観点から、中央社会保険医			済	
	療協議会等の在り方を見直す。				
保険者による	保険者が被保険者に対して保険医療機関に関	改定・医	措置済		
被保険者への	する情報を積極的に提供し、被保険者が医療機関	療ア			
医療機関情報	を選択しやすくなるような方策について、引き続				
の提供	き検討を進め、早急に結論を得る。				
(厚生労働省)					
保険者によ	レセプトの審査・支払は本来保険者の役割であ	重点・医		措置済	
るレセプト	り、保険者の自由な意思に基づき、 保険者自ら	療2(1)		(平成 14	
の審査・支払	が行う、従来の審査・支払機関へ委託する、	〔改定・		年 12 月	
(厚生労働省)	第三者(民間)へ委託するなど、多様な選択を認	医療ア		通知)	
	める。このために、健康保険組合などに対して社)			
	会保険診療報酬支払基金に審査・支払を委託する				
	ことを事実上強制している通達(昭和23年厚生省				
	保険局長通達)や医療機関に対して費用請求を審				
	査支払機関へ提出することを義務付けている省				
	令(昭和51年厚生省令)の規定を廃止する場合に				
	は、公的保険にふさわしい公正な審査体制と、患				
	者情報保護のための守秘義務を担保した上で、保				
	険者自らがレセプトの審査・支払を行うことを可				
	能とする。なお、その際、審査・支払にかかる紛				
	争処理のルールを明確にする。				
	【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第				
	1225001号】				
保険者と医	保険者と医療機関は協力して被保険者の健康	改定・医	結論	措置	
療機関の協	を守り、傷病からの回復の手助けをするという共	療ア			

車15 夕	世军山京	改定計画等と	ᢖ	E施予定時	————— 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
力関係の構	通の目的を有しており、効率よく医療制度を運用				
築	して被保険者の利益を確保するために、協力して				
(厚生労働省)	いく関係にある。そのためには、保健事業の推進				
	等を通じてより密接な関係を構築するとともに、				
	フリーアクセスの確保に十分配慮した上で、保険				
	者と医療機関がサービスや診療報酬に関する個				
	別契約も締結できるようにする。				
保険者によ	保険者が信頼関係に基づき、被保険者の協力を	改定・医	措置済		
る被保険	得て被保険者のためにする質問・調査等は現在で	療ア	(3月通		
者・医療機関	も可能であり、これを周知徹底する。		知)		
に対する情	【平成14年厚生労働省保険局保険課長通知保保				
報収集	発第0329003号】				
(厚生労働省)					
救急医療の	a 救急医療は、24時間診療を維持するための多	改定・医	公布	措置済	
再構築	大な費用を要するため、救急医療体制の充実を	療ア a		(4月施	
(厚生労働省)	図る観点から、診療報酬体系を見直す。			行)	
	【平成14年厚生労働省告示第71号、第72号】				
	b 24時間体制で上質な救急医療を提供できる	改定・医	逐次実施		
	体制を早急に整備する。	療ア b			
	c 期待される役割を果たしていない救急医療	改定・医	逐次実施		
	機関については、他の医療機関と役割を交代さ	療ア c			
	せる等、救急医療体制が実際に機能するよう、				
	適正な制度の運用管理を行う。				
(厚生労働省、	d ドクターヘリを全国的に導入し、救命救急を	改定・医	逐次実施		
総務省、国土交	要する患者が迅速に高度な救急医療を受けら	療ア d			
通省、警察庁)	れる体制を早急に確立する。				
	e 救急搬送に関する各組織が効果的に連携し	改定・医	検討・逐	次実施	
	て業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、	療ア e			
	その連携の在り方について検討し、所要の措置				
	を講ずる。				
	【平成13年厚生労働省医政局長一部改正通知医				
	政発第892号】			c	
	f ドクターヘリによる迅速な患者搬送を担保	改定・医	措置済		
	するため、共通無線等の連絡手段について早急	療ア f	(1月施		
	に検討し確立する。		行)		
	【平成14年総務省訓令総基移第13号】				

車15夕	措置内容	改定計画等と	身	 『施予定時』	 朝
事項名	有 <u>国</u> 内谷	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
小児医療(小	a 母子保健分野の国民運動である「健やか親子	改定・医	検討・逐	次実施	
児救急)の充	2 1 」において示されている「小児保健医療水	療ア a			
実	準を維持・向上させるための環境整備」の施策				
(厚生労働省)	を含め、小児救急・小児医療の充実や小児科医				
	の確保策を積極的に推進する。				
	b 小児救急の逼迫の一因として指摘される小	改定・医	検討・逐	次実施	
	児の健康管理に関する親の知識不足を解消し	療ア b			
	適切な小児医療の受診を促すため、「健やか親				
	子21」の施策と併せて、小児の健康管理に関				
	する父母への啓発・情報提供等を実施する。				
	c 夜間・休日における救急医療体制、小児科医	改定・医	逐次実施		
	による対応が可能な救急病院について、インタ	療ア c			
	ーネットによる情報提供等、地域住民への広報				
	活動を推進する。				
	【平成13年厚生労働省医政局長一部改正通知医				
	政発第491 - 1号】			T	
遠隔診療の				措置済	
促進	面診療を補完するものという基本的考え方を前			(3月通	
(厚生労働省)				知)	
	様な場面での診療としても可能であることを明	926			
	確にしたうえで、これを周知徹底し、促進する。				
	【平成 15 年厚生労働省医政局長通知】				
医療事故防	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		検討・逐 	次実施	
止システム		療ア			
の確立	踏まえ、医療機関内の安全管理に関するインフラ				
(厚生労働省、	整備、医療の安全確保に関する社会的なインフラ				
文部科学省)	整備、医療専門職の養成過程の見直し等を含め、				
	有効な対策の在り方について診療報酬上の対応				
	の必要性を含め検討し、医療事故防止システムの				
	確立に向けて総合的な施策を講ずる。				
	【平成13年厚生労働省令第176号、平成13年厚生				
	労働省告示第264号、平成13年文部科学省高等				
	教育局医学教育課長通知13高医教第1号】				
	【平成14年厚生労働省医政局長、医薬局長通知医				
	政発第0417009号、医薬発第0417001号】				
	【平成14年厚生労働省医薬局長通知医薬発第				

車15 夕	世军山京	改定計画等と	美	施予定時 [施予定時	————— 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	0829006、0829009号】				
	【厚生労働省令第111号】【平成14年厚生労働省医				
	政局長通知医政発第0830001号、第1007003号】				
医療分野 I	医療の質の向上と効率化の観点から、医療分野	改定・医	[前段]		
T化のグラ	のIT化に関して戦略的なグランドデザインを	療ア	措置済		
ンドデザイ	描く。また、これを推進する支援・助成について、		[後段]	[後段]	[後段]
ンとその推	医療費体系の整備の在り方を含め検討し、電子カ		検討	検討(早	逐次実
進	ルテ等、各種IT化を統合的に推進する。			期結論)	施
(厚生労働省)				一部措	
				置済	
レセプトの	a IT化のメリットを最大限享受し医療事務	改定・医	一部措	措置(速	
オンライン	の効率化を図るため、レセプトの電子処理方法	療ア a	置済(13	やかに	
請求を中心	を確立し、磁気テープなどによる請求に加え、		年度中	原則化	
とする電子	オンラインによる請求をできるようにする。こ		計画策	等)	
的請求の原	のため、明確な目標期限、実現のための推進方		定)		
則化	策、安全対策などを明らかにした計画を平成13				
(厚生労働省)	年度中に策定し、速やかに電子的請求の原則化				
	を図る。さらに、オンライン化による請求を中				
	心のものとするため、一定期間を定め、オンラ				
	イン請求を促進するための措置などを導入し、				
	オンライン請求を中心とする電子的請求の原				
	則化を図る。また、オンライン請求を確実かつ				
	安全なものにするためには、プライバシーの保				
	護、セキュリティーの確保などが重要である				
	が、今日のIT化の進展及び他分野での運用の				
	状況を勘案し、短期間でそれら安全面の対策を				
	講ずる。				
	b 実態を重視し、安全性が十分確保されている	改定・医		速やか	
	とするものについては即時にオンライン請求	療ア b		に措置	
	を可能とする措置を講ずる。				
電子レセプ	a レセプトの電子請求を促進し、医療事務の効	改定・医		一部措	措置
トの規格の	率化やレセプト情報の有効活用により医療の	療ア a		置済	
充実・強化及	質的向上を図ることが重要である。また、病			(5月通	
び使用の普	名・手術名・処置名等やそのコードについての			知)	
及促進	レセプト、カルテの統一化や、それに適したレ				
(厚生労働省)	セプトフォームの規格化を実施し、その普及を				

車15夕	措置内容	改定計画等と	美	施予定時	—————————————————————————————————————
事項名	有 <u>国</u> 内谷	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	促進する。				
	【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保医				
	発第0531001号】				
	b 診療報酬点数算定ルールは複雑かつあいま	改定・医	逐次実施		
	いなものになっているので、その明確化、簡素	療ア b			
	化を図り、コンピューターで利用可能な算定ル				
	ールの確立と周知徹底を行う。				
レセプトの	レセプト記載内容の明確化を行う。例えば、入	改定・医		措置済	
記載事項の	院治療に関しては、一定の基準に基づき主傷病、	療ア		(4月通	
見直し(主傷	併存症、後発症を区別し、主傷病に応じて医療費			知)	
病名の記載	を明確にするなど、レセプトの記載事項を見直				
など)	し、それに基づき具体的に実施する。				
(厚生労働省)	【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保医				
	発第0419001号】				
カルテの電	a 電子カルテの導入・普及を積極的に促進す	改定・医			措置
子化及び用	る。その際、用語・コード・様式の標準化を進	療ア a			
語・コード・	め、医師、医療機関が同一のものを使用するこ				
様式の標準	とが不可欠であり、現在標準化がなされている				
化	病名、医薬品名等の普及を促進するとともに、				
(厚生労働省)	その他の用語の標準化を完成させる。				
	b カルテにおける用語・コードなどはレセプト	改定・医	検討・逐	次実施	
	におけるそれと統一したものとし、将来的には	療ア b			
	カルテから機械的にレセプトが作成される仕				
	組みとする。				
	【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保医				
	発第0531001号】				
複数の医療	安全で質の高い患者本位の医療サービスを実	改定・医	逐次実施		
機関による	現するために、個人情報の保護など一定の条件を	療ア			
患者情報の	備えた上で、患者情報を複数の医療機関で共有し				
共有	有効活用ができるよう措置する。				
(厚生労働省)	【平成14年厚生労働省医政局長・保険局長通知医				
	政発第0329003号、保発第0329001号】			I	
21電子カルテ	診療を行った医療機関からの依頼を受けて、当	重点・医			平成 15
等診療情報	該医療機関以外の事業者が電子カルテ等診療情	療1(1)			年度以
の医療機関	報の保存を行う場合は、その事業者がデータ管理				降速や
外での保存	上必要不可欠な場合に、委託医療機関の了承を得				かに措

市话夕	世界山京	改定計画等と	第		期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
(厚生労働省)	て行う場合のみ、保存しているデータを見ること				置
	が出来ることを含め、個人情報と管理についての				
	遵守の義務が確保されている場合には、医療機関				
	等以外であっても保存を認める。				
22遠隔医療等	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供	改定・医	検討・結	推進	推進
の医療分野	できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠	療ア a	論・推進		
のIT化の	隔診断等の遠隔医療を推進する。				
推進	また、各種データ交換の際のフォーマット、				
(厚生労働省)	電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等				
	の標準について早急に確立し、積極的な普及策				
	を講ずる。				
	b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処	改定・医	検討	検討	結論・措
	方チェックを可能とすべく、I Tを活用した薬	療ア b			置
	局機能の高度化について検討し、所要の措置を				
	講ずる。 				
	c 保険者におけるレセプトの保管について、電	改定・医	検討(結	措置済	
	子媒体での保管を認める方向で検討する。	療ア c	論)	(3月通	
	【平成15年厚生労働省保健局保険課長通知保保			知)	
	発第0307002号】				
23個人情報の	a 医療分野における個人情報保護に関して、	改定・医	一部措	一部措	措置
保護とデー	「個人情報保護基本法制に関する大綱」(平成	療ア a	置済 (7		(医療機
タの科学的	12年10月11日情報通信技術(IT)戦略本部個		月施行)	(12月通	
利活用の在	人情報保護法制化専門委員会決定)の趣旨に沿			知)	措置)
り方	って早急に検討し、所要の措置を講ずる。				
(厚生労働省)	【障害者に係る欠格事由の適正化を図るための				
	医師法等の一部を改正する法律(平成13年法律				
	第87号)】				
	【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第				
	1225003号、第1225004号】				L
	b 医療分野における個人情報保護について、ガ	重点・医		出来るだ	け速やか
	イドラインの作成などを早急に検討し、所要の	療1(2)		`	一部措置
	措置を講ずる。			済)	
	【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第				
	1225003号、第1225004号】				F
	c 疫学研究等について、医学全体の発展を通じ	改定・医	結論	措置済	
	た公衆衛生の向上等の公益の実現を図る観点	療ア b		(7月施	

事項名 措置内容 の関係 平成13年度 平成14年度	平成15年度
から、個人情報の保護を図りながら、情報の適 行)	
正な利活用を可能にする仕組みについて検討	
し、早急に整備する。	
【平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号】	
24在宅医療に 訪問看護の中で使用される特定の衛生材料に 改定・医 検討 措置 済	
係る規制・手 ついて、患者の自己負担が生じることなく必要十 療ア (3月 通	
続の見直し 分な量が提供されるよう、例えば費用の請求の仕 知)	
(厚生労働省) 組みの見直しなど所要の措置を講ずる。	
【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知】	
25保険者の自 a 財産処分に関する手続など各種許認可手続に 改定・医 逐次実施	
主的運営の 係る規制緩和や、保険者間で共同事業が円滑に 療ア21a	
ための規制実施できるようにするなど、保険者の自立的な	
緩和等の措運営のため、一層の規制緩和等の措置を講ずる。	
置 【平成14年厚生労働省保険局長通知保発第	
(厚生労働省) 0322003号】	
【平成14年厚生労働省保険局保険課長通知保保	
発第0322001号】	
【平成14年厚生労働省保険局保険課長通知保保	
発第0329002号】	
【平成14年厚生労働省保険局保険課長通知保保	
発第0329003号】	
b 保険者と民間企業が契約し、後者に健康保険 改定・医 検討 措置 済	
組合の事務処理を委託できるように検討し、所 療ア21 b (12月通	
要の措置を講ずる。 知り	
【平成14年厚生労働省保険局保険課長通知保保	
発第1225001号】	
26健康保険組 事業状況に関する報告については、報告項目の 改定・医 結論	措置
合の運営に 見直し及び電子媒体の利用による報告方法を早 療ア22	
係る規制 急に検討し、その効率化を図る。	
(厚生労働省)	
27健康保険組 健康保険組合における診療報酬明細書の保管 改定・医 措 置 済	
合の診療報 期間について、健康保険組合の事務負担の軽減等 療ア23 (3月通	
酬明細書の の観点から検討し、結論を得る。 知 知)	
保管期間 【平成13年厚生労働省保険局保険課長通知保保	
(厚生労働省) 発第19号】	

事項名	措置内容	改定計画等と	身	期	
		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
28健康保険の	健康保険の届出事務について、本社での一括適	要望等	法案提	措置済	
届出事務	用を認める。	〔改定・	出	(10月施	
(厚生労働省)	【平成14年法律第102号】	医療ア		行)	
		24)			

イ 医療サービス

		改定計画等と	身		朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
E B M	患者本位の医療サービスを実現するために、診	改定・医	逐次実施		
(Evidence-b	療ガイドラインの作成やデータベースの整備が	療イ			
ased	必要であり、平成15年度中にEBMの提供体制を		E B Mの	樹立(平成	15年度目
Medicine:根	整備し、速やかにEBMが広く一般的に行われる		途)		
拠に基づく	ようにする。また、患者が自ら診療内容等を理解				
医療)の推進	し選択しやすくするためには、国民用の診療ガイ				
(厚生労働省)	ドラインを整備する。これらを公正で中立な第三				
	者機関が行うための環境整備を行う。				
情報開示と	インフォームド・コンセントの普及について、	改定・医	一部措	検討・一	措置
インフォー	医療資格者の養成システムの段階から教育プロ	療イ	置済 (4	部措置	
ムド・コンセ	グラムに的確に組み込む。また、その結果、医療		月施行)	済	
ント	におけるアカウンタビリティーが十分に果たさ				
(厚生労働省、	れるよう、その普及・推進に関する方策を検討し、				
文部科学省)	所要の措置を講ずる。				
	【平成13年文部科学省高等教育局医学教育課長				
	通知13高医教第1号】				
	【平成14年厚生労働省令第111号】				
患者の意思	患者が医療機関を選ぶ際、また、インフォーム	改定・医	検討	検討・一	措置
決定支援	ドコンセントの下治療方針を選ぶ際に役割が期	療イ		部措置	
(厚生労働省)	待される各種第三者機能(セカンドオピニオン提			済	
	供者としての医療機関、NPO等)について、そ				
	の支援等について検討するなど患者の意思決定				
	支援を促進する施策を検討し、所要の措置を講ず				
	వ 。				
患者情報の	カルテについて、患者プライバシーの保護を図	改定・医		措置済	
開示	りつつ、患者の開示請求に基づく医師のカルテ開	療イ			
(厚生労働省)	示を普及、定着させるため、診療情報開示に関す				
	るルールの確立やガイドラインの整備を行う。				

市话夕	措置内容	改定計画等と		施予定時	 期
事項名	相重的台	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
医療提供者	医療機関の医療機能、業務内容、医師の専門分	改定・医	逐次実施		
に関する情	野、診療実績などに関する客観的に比較可能な情	療イ			
報公開	報公開を促進する。				
(厚生労働省)	そのため、医療に関する各種情報のデータベー				
	ス化、ネットワーク化を行い、国民が容易に情報				
	にアクセスできる環境の整備を実施する。				
	【平成14年厚生労働省告示第158号】				
ゲノム医療	a ゲノム医療に関する研究促進とそのための		検討・逐	次実施	
の積極的推		療イ a			
進と国内体	b 治験について、治験コーディネーターの養		検討	•	論)・逐次
制の充実	成、治験実施医療機関における治験実施体制の	療イ b		実施	
(厚生労働省)					
	験管理事務の代行組織SMO(Site Management				
	Organization)の育成、被験者及び治験実施医				
	師等の治験 に関するインセンティブの在り				
	方、治験実施医療機関の治験審査委員会の機能				
	強化に関する方策等について検討し、治験の質				
	の向上を含め、総合的な体制整備・推進策を講				
*** たついた	ずる。	3.0 E	1# cm 's>		<u> </u>
遺伝子治療			措置済		
等の新技術	な情報が提供された上で、本人の自己責任におい て治療方法として選択される場合、より迅速に治	療イ			
(厚生労働省) 	() には できるよう科学的・倫理的な側面からの				
	専門家による審議を踏まえ、引き続き検討し、所要の措置を講ずる。				
	安の相直を調する。 【平成14年文部科学省・厚生労働省告示第1号】				
 専門職医療		重点・医			措置
従事者の充	_			נחאו	166
実	ケアが行われることが望まれている。また、その	<i>is</i> (0 (2)			
へ (厚生労働省)					
	ても細分化・機能の分化が進んでいるが、現在、				
	特に、麻酔、病理診断などの分野における医師に				
	ついては不足が指摘されており、その充実が求め				
	られている。したがって、このような状況に対応				
	するため、専門職の不足を解消するための方策に				
	ついて検討し、措置する。				

事 语夕	世军山灾	改定計画等と					朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度		
医学教育と	a 大学卒業前における医師の養成過程において、	改定・医	逐次実施				
卒後臨床研	医学的な知識・技能の取得と併せて、学生の適性	療イ a					
修による臨	を考慮した厳格な評価や、患者のQOLを重視す						
床能力の充	る姿勢等に関する教育の充実を促進する。						
実・向上	【平成13年文部科学省高等教育局医学教育課長						
(文部科学省)	通知13高医教第1号】						
(厚生労働省、	b 臨床能力の充実・向上の観点から、卒業直後	改定・医	検討	検討	検討(結		
文部科学省)	の臨床研修について、本来の目的である幅広い	療イ b			論)		
	臨床の基本的な能力の習得を可能とすべく、そ						
	の在り方について引き続き検討する。						
(文部科学省)	c 大学における診療科については、本来の大学	改定・医	検討	検討	検討(結		
	の目的である教育研究・診療に徹するととも	療イ c			論)		
	に、診療科と研修生、各医療機関との独立性、						
	透明性を確保する方策を検討する。						
臨床修練に	a 医療に関する知識及び技能の修得に加え、こ	重点・全		措置済			
ついて、医療	れに付随して行われる教授を目的として入国	国 別 表		(3月通			
に関する知	した外国医師等について、厚生労働大臣の許可	925		知)			
識及び技能	を与えることを明確化する。						
の修得に加	【平成15年厚生労働省医政局長通知】						
え、これに付	b 臨床修練の許可条件となっている語学能力			措置済			
随して行わ	について、英語以外の言語を追加する。			(3月施			
れる教授を	【平成15年厚生労働省令】			行)			
容認	c 臨床修練の許可の審査期間の短縮を図る。			措置済			
(厚生労働省)							
医療従事者	医療従事者個々の専門性に応じて必要な最新	改定・医	速やか	検討	結論		
の質の確保	の知識及び技能を修得できるような環境の整備	療イ	に検討				
(厚生労働省)	を行う。その方策の一つとして、平成16年度から		開始				
	の医師の臨床研修化に向けた臨床研修制度の改						
	革や生涯教育の充実、研究の促進とその成果の普						
	及などにより、資格取得後の医療従事者の質の確						
	保を図る。						
医師等の教	a 研修期間中は特定の医局(出身大学の医局)	改定・医	速やか	検討	結論		
育改革	に入局せずに研修を行う方策、医師の客観的な	療イ a	に検討				
(厚生労働省)	評価が可能となる方策、広域で研修にかかる医		開始				
	師と病院をマッチングさせる方策などを講ず						
	る 。						

市でな	##黑山京	改定計画等と	身	施予定時 [施予定時]	———— 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	b 安全で質の高い医療サービスの確保及び医	改定・医	早急に	結論	結論・措
	師の保護の観点から、研修医の働く環境や安全	療イ b	検討	(省令公	置
	管理の問題について早急に検討し対策を講ず			布)	
	る 。				
	【平成14年厚生労働省令第158号】				
チーム医療	チーム医療の確立のため、責任体制の確立、各	改定・医	一部措	一部措	措置
の確立	医療機関の資質向上、養成過程の段階からのチー	療イ	置済(4	置済	
(厚生労働省、	ム医療に関する研修の実施、院内の管理システム		月施行)	(10月施	
文部科学省)	の確立、チーム医療を促進する診療報酬のより適			行)	
	切な評価等、総合的な施策について早急に検討				
	し、所要の措置を講ずる。				
	【平成13年文部科学省高等教育局医学教育課長				
	通知13高医教第1号】				
	【平成14年厚生労働省令第111号】				
	【平成14年厚生労働省医政局長 医政発第				
	0830001号】				
派遣規制の	a 社会福祉施設等における医療関連業務の労	重点・医	結論	措置済	
見直し	働者派遣については、できるだけ早期に結論を	療 5 (1)		(3月施	
(厚生労働省)	出し、その結論を踏まえ措置を講ずる。	〔改定・		行)	
	【労働者派遣法施行令の一部を改正する政令】	医療イ			
	b 医療機関における医療従事者をニーズに応)			検討·結
	じて効率的・適正に配置し、医療提供体制の充				論
	実をどのように図っていくかは、国民(患者)				
	本位の医療サービスの実現に大きく資する課				
	題である。したがって、医療機関における医療				
	関連業務に対する派遣について検討し、結論を				
	得る。				
訪問看護師	看護師の業務内容に関し、訪問看護の現場にお		検討	措置済	
の業務の標	ける業務の安全性や効率性等を確保する観点か	療イ		(3月通	
準的作業手	ら、訪問看護師の行う業務の標準的作業手順等に			知)	
順等	ついて検討を行い、所要の措置を講ずる。				
(厚生労働省)	【平成15年厚生労働省医政局長通知】				
医薬品に関	通達の運用を見直し、現状、医薬品副作用被害			逐次実施	
する情報提	救済・研究振興調査機構を通じて行っている医療	療7(1)			
供の促進	用医薬品の添付文書や製品回収情報等のインタ				
(厚生労働省)	ーネットによる提供について、一般消費者(患者)				

車15 夕	世军山灾	改定計画等と	ᢖ	————— 朝	
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	が医薬品情報を十分に入手できるよう、広く周知				
	するとともに、一般消費者(患者)にとって医療				
	用医薬品情報についても入手しやすくなるよう				
	な情報提供についての方策を検討し、措置する。				
	【平成15年厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策				
	課長通知】				
後発医薬品	引き続き、医薬品の品質再評価を行い、後発品	重点・医		逐次実施	
の使用の促	を含む医薬品の品質確保を図る一方、後発品使用	療7(2)			
進	を一層促進していくために、平成14年4月より、				
(厚生労働省)	後発医薬品の一般名、商品名、企業名、価格等の				
	情報について、厚生労働省ホームページの掲載を				
	開始しているところであるが、この他にも、後発				
	品とその品質の確保についての啓発を進める等、				
	患者が適正に選択できるよう情報提供の充実を				
	行う。				
医薬品販売	a 医薬品について、平成11年3月31日に行っ			逐次実施	
に関する規	た 15 製品群の医薬部外品への移行の実施状況	療イ			
制緩和	を踏まえ、一定の基準(例えば、発売後、長期				
(厚生労働省) 	間経過しその間に副作用などの事故がほとん				
	ど認められないもの、など)に合致し、かつ保				
	健衛生上比較的危険が少ないと専門家等の評				
	価を得たものについて、一般小売店で販売でき				
	るよう、見直しを引き続き行う。				/±±A / 🗖
	b 一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的	重点・医		専門家	結論(目
	危険が少ない等の専門家の評価を受けた医薬	療7(3)		による	途)
	品については、一般小売店において販売できる	〔改定・		検討の	
	よう、専門家による検討を開始し、結論を得る。	医療イ		開始	
佐藤田日介	佐田日の制り煙油まからがに子崎事を乗る	重占。四			17 年度
医療用具の 製品標準書	医療用具の製品標準書ならびに手順書を電子 媒体で作成、保存することを認める。	重点・円 滑化別表			ガード度までに
等の電子媒	沐平 CIF/M、 体計するCC で感りる。 	(1)42			措置
体での利用		(1)42			月旦
(厚生労働省)					
医薬品卸売	単に事務処理のみを行う場所については医薬	重点・円		措置済	
一般販売の	日の記録の記述のである。日の記録ではいると、日の記録を表現では、日本の記録を表現では、日本の記録を表現では、日本の記録を表現では、日本の記録を表現できます。日本の記録を表現できます。日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現されば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記録を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できませば、日本の記述を表現できまりでは、日本の記述を表現する。			JR E /H	
許可が不要	知する。	(2) 4			
ロリリルイン女	NH 7 ℃0	(4) 4			

声话夕	世军山京	改定計画等と	美		期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
となる店舗					
についての					
周知					
(厚生労働省)					
<流通ウ の再					
揭>					
21未承認薬、欧	薬事法改正により、未承認の薬剤については平	重点・全			7月ま
米認可薬剤	成15年7月までに、未承認の器具機械については	国別表			でに措
の利用の自	平成17年7月までに、それぞれ医師主導の治験に	928			置(未承
由化	提供することを可能とする。				認の薬
(厚生労働省)					剤)
					(平成
					17年7月
					までに
					措置(未
					承認の
					器具機
					械))
22新しい医薬	比較的リスクの少ない医療機器については、平				平成 17
品や医療用	成17年7月までに第三者評価機関による認証を				年度ま
具の審査に	義務づけることとし、指定調査機関制度を廃止す	929			でに措
おける指定	る。第三者認証機関には、大学や公設試験研究機				置
調査機関の	関であっても、公平中立で技術的能力、財政基盤				
要件緩和	の整備された機関については広く認めていく。				
(厚生労働省)		- - ^			
23医療用具製	薬事法改正により、平成17年7月までに現行の				平成 17
造者の製造	品目追加・変更許可制度を全面的に見直し、書面				年度ま
品目の変	だけではなく必要に応じて製造現場での確認を	930			でに措
更・追加に係	も行う承認審査システムを導入するとともに、製				置
る許可制度	品類別ごとの区分に従い、製造所ごとに製造業の				
の届出制度	許可を与えることとし、品目追加・変更許可制度				
への変更	は廃止する。				
(厚生労働省)		#			2D +
24侵襲性が低	薬事法改正により、未承認の薬剤については平				7月まで In ## 器
い新規医療	成15年7月までに、未承認の器具機械については				に措置
薬図の具器	平成17年7月までに、それぞれ医師主導の治験に	931			(未承

事項名	措置内容	改定計画等と)	施予定時	期
尹以口	相巨闪台	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
品の本人承	提供することを可能とする。				認の薬
諾による迅					剤)
速な使用					(平成
(厚生労働省)					17年7月
					までに
					措置(未
					承認の
					器具機
					械))
25配置販売業	配置販売業の業務を行うために必要な知識経	重点・全			検討・措
に必要な知	験の基準について、薬事に関する専門講習を受け	国別表			置
識経験の基	た場合は、その講習内容・受講期間等に鑑み、受	932			
準である実	講期間を実務経験とみなすことが可能かどうか				
務経験年数	検討し、速やかに実施する。				
に、薬事に関					
する専門講					
習の受講期					
間を合算					
(厚生労働省)					
26合成ペプチ	薬事法改正により、合成ペプチド等未承認の薬	重点・全			7月まで
ド等を使っ	剤については平成15年7月までに、医師主導の治	国別表			に措置
た薬物の医	験に提供することを可能とする。	933			(未承
師主導の治					認の薬
験への対象					剤)
化					(平成
(厚生労働省)					17年7月
					までに
					措置(未
					承認の
					器具機
	<u> </u>				械))
27一般用医薬	一般用医薬品の申請区分(2)(3)及び(4)	要望等		検討	検討・結
品の承認申	- 1の承認申請に際しての臨床試験の必要性に				論
請資料の簡	ついて検討し結論を得る。				
素化					
(厚生労働省)					

ウ 医療機関

カ 区/水(及		改定計画等と	美	 『施予定時』	朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
医療機関に	現在、評価を受けている病院は全体の6%程度	改定・医		措置済	
対する評価	と少なく、まずは国公立病院、特定機能病院、臨	療ウ		(3月通	
の充実	床研修病院等について積極的な受審を促進する			知)	
(厚生労働省、	とともに、これらの医療機関に対しては、評価結				
文部科学省、総	果、評価内容の公開をするように措置する。				
務省)	【平成15年厚生労働省医政局長通知】				
広告規制の	患者の選択が尊重される患者本位の医療サー	改定・医	公布	一部措置	済
緩和	ビスの実現のために、現在の広告規制を見直し、	療ウ		(告示平局	戊14年4月
(厚生労働省)	将来のネガティブリスト化を視野に入れつつ、当			施行)	
	面は、現在広告が許されている内容・範囲の大幅			将来のネ	ガティブ
	な拡大を図るとともに(ポジティブリストの積極			リスト化	を視野に
	的拡大)関係者の要望にもかかわらずポジティ			入れた検	討
	ブリストへの掲載が困難な場合の説明責任を明				
	確にする。				
	【平成14年3月厚生労働省告示158号】				
	【平成14年4月厚生労働省医政局長通知医政発第				
	0401012号】				
会計基準	医療法人においても、事業活動の透明化、効率	重点・事		検討	結論
(厚生労働省)	的経営に資するよう、新しい企業会計基準を取り	後チェッ			
	込むことについて早急に検討する。	ク1(1)			
地域医療計	地域医療計画の策定に当たっては、急性期、慢	重点・医		検討	検討
画(病床規	性期、特殊診療などの病床の機能について、地域	療6(1)			(平成17
制)の見直し	の実情・ニーズを適切に踏まえた基準病床数の算				年度中
(厚生労働省)	定基準を公正かつ厳格に設定した上で、適正な病				の早期
	床数に収斂するように管理が徹底されるように				に措置)
	措置する。また、医療内容の標準化と平均在院日				
	数の短縮化など医療の質の面での医療機関相互				
	の競争を促進することを通じ、適正な医療提供体				
	制の確保を図る観点から、診断群別定額報酬払い				
	制度の導入に向けた検討と併せ、病床規制の在り				
	方を含め医療計画について検討し、措置する。				
参入規制の	平成12年11月成立の改正医療法においては、都	改定・医	適宜実施		
緩和	道府県知事は医療機関の新規参入を促す方策と	療ウ			
(厚生労働省)	して、病床数の増加等の許可を受けた後、正当な				
	理由がなく業務を開始しない際の許可取消し、正				

車 15.47	世军九灾	改定計画等と	実施予定時期		期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	当な理由がなく休止している際の開設許可等の				
	取消しを可能とするとされており、これらの制度				
	が適切に運用されるよう都道府県に対する情報				
	提供・技術的助言等に努める。			T	1
医療機関経	直接金融市場からの調達などによる医療機関	改定・医	検討	検討	検討
営に関する	の資金調達の多様化や企業経営ノウハウの導入	療ウ			
規制の見直	などを含め経営の近代化、効率化を図るため、利				
U	用者本位の医療サービスの向上を図っていくこ				
(厚生労働省)	とが必要である。このため、今後、民間企業経営				
	方式などを含めた医療機関経営の在り方を検討				
	する。				
病院におけ	a 国立病院については、廃止、民営化等をする	重点・官			遅くと
る民間参入	ものを除き、平成16年度からの独立行政法人化	製(1)			も独立
の推進	が進められているが、当該業務を継続させる必				行政法
(厚生労働省)	要性、組織の在り方について、個別施設の廃止、				人設立
	民営化等を含め、遅くとも独立行政法人設立後				後の最
	の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討				初の中
	を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の				期目標
	措置を講ずる。				期間終
					了時に
					速やか
					に 検
					討・結論
	b 社会保険病院、厚生年金病院については、現			逐次実施	
	在、国が施設を設置し、経営は公益法人等に委				
	託して行っている。国自らが施設を設置する必				
	要性は薄れていると考えられる病院について				
	は、現状を精査し、私立医療法人への移譲を含				
	む整理合理化等所要の措置を講ずる。 				r
	c 労災病院については、平成16年度から独立行				遅くと
	政法人化し、一部について廃止、民営化等をす				も独立
	ることとされているが、当該業務を継続させる				行政法
	必要性、組織の在り方について、個別施設の廃				人設立
	止、民営化等を含め、遅くとも独立行政法人設				後の最
	立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに				初の中
	検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所				期目標

車15 夕	世军山灾	改定計画等と)	E施予定時	————— 期
事項名	措置内容 	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	要の措置を講ずる。				期間終
					了時に
					速やか
					に検
					討・結論
特別医療法	特別医療法人が行うことができる厚生労働大	重点・全			措置
人が行うこ	臣が定める収益事業について、業務範囲の拡大を	国 別 表			
とができる	行う。	922			
収益業務の					
拡大					
(厚生労働省)					
特定機能病	現行500床とされている病床数基準の緩和を行	重点・全			措置
院の病床数	う。	国 別 表			
基準の緩和		927			
(厚生労働省)					
理事長要件	病院経営と医療管理とを分離して医療機関運	改定・医		措置済	
の見直し	営のマネジメントを行い、その運営の効率化を促	療ウ		(4月通	
(厚生労働省)	進する道を開くため、平成14年度のできるだけ早			知)	
	い時期に、合理的な欠格事由のある場合を除き、				
	理事長要件を原則として廃止する。				
	【平成14年厚生労働省医政局長通知医政発第				
	0401017号】				
医療機関の	医療機関相互の適切な機能分担及びかかりつ	改定・医	検討	検討	措置
機能分化	け医の支援を通じての地域医療の確保のため、地	療ウ			
(厚生労働省)	域医療支援病院の承認要件について、「地域医療				
	支援病院紹介率」を含め、紹介制の普及・定着状				
	況等の実態に照らして、その在り方を見直す。				
包括払い・定	現在、我が国の診療報酬体系は出来高払いが中	重点・医	段階的に	 実施	
額払い制度	心となっているが、コストインセンティブが働き	療4(1)			
の拡大	にくく過剰診療を招きやすいといった弊害が指	〔改定・			
(厚生労働省)	摘されている。一方、包括払い・定額払い方式に	医療ウ			
	ついては粗診粗療を招きやすいといった弊害が)			
	指摘されるものの、医療内容が標準化され、在院				
	日数の短縮やコストの削減など、効率的な医療サ				
	ービスを提供するインセンティブが働くととも				

声话々	措置内容	改定計画等と	ᢖ		期
事項名	月巨い合	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	に、医療機関ごとの医療費の格差の縮小が期待さ				
	れる。また、診断群ごとの診療が標準化され、質				
	のばらつきを少なくすることを通じてコストを				
	削減することは、医療費の画一的な削減と大きく				
	異なる点である。こうした点に留意し、医療の標				
	準化、情報公開を推進しつつ、傷病の分類方式、				
	対象分野、対象施設要件など、具体的内容、時期				
	を定め検討し、包括払い・定額払い方式(診断群				
	別定額報酬支払い方式など)の対象医療機関など				
	の拡大を平成13年度から計画を明示して、段階的				
	に進める。				
	a 特定機能病院等における急性期入院医療に			結論	措置
	ついては、平成15年4月より、包括評価の導入				
	が予定されている。その際、平均在院日数の短				
	縮化のインセンティブが働くように留意する。				
	b 医療機関の機能分化を促進し、医療内容の標				計画を
	準化と平均在院日数の短縮化・質の向上などを				明示し
	目指しつつ、まず急性期入院医療について、包				て検討
	括払い・定額払いの利点を最大限に活かした方				
	式である診断群別定額報酬払い制度の計画を				
	策定して、導入に向けた検討を進める。その際、				
	諸外国においてすでに相当の経験があること				
	から、それらを参考にし、また国際的な整合性				
	に留意する。				
	c 慢性期の医療においては、患者の日常生活動				検討
	作能力(ADL:Activity of Daily Living)、				
	病態像、看護度、介護度などを考慮した定額払				
	いの導入を検討する。				
人員配置基	医療法の定める人員配置基準について、充足率	改定・医	逐次実施		•
準の在り方	の低い地域に関しては、充足率の改善のための施	療ウ			
(厚生労働省)	策を推進し、人員配置基準が全国の最低の基準と				
	して守られるよう努める。				

エその他

事項名	措置内容	改定計画等と	身	[施予定時]	期
尹以口	相巨的台	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
温泉利用型	温泉利用型健康増進施設について、新たな普及	重点・全		結論	措置
健康増進施	版の認定要件について検討し、速やかに措置す	国 別 表			
設の認定要	వ 。	936			
件の緩和					
(厚生労働省)					
農林漁家が	農林漁家が農山漁村滞在型余暇活動のための	重点・全		検討	早期に
民宿を行う	基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46	国 別 表			措置
場合の旅館	号)第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を	937			
業法上の面	行う場合、旅館業法施行令第1条第3項第1号に				
積要件の撤	規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこ				
廃	ととすることについて検討し、速やかに実施す				
(厚生労働省)	వ 。				